

第7回南相馬市復興推進協議会議事概要

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 平成28年10月6日(木) 13:13~13:52 |
| 場 所 | 南相馬市役所東庁舎 2階第2会議室 |
| 構成員 | 福島エコクリート株式会社 株式会社日本政策投資銀行 株式会社東邦銀行 福島県 原町商工会議所 南相馬市 |
| 事務局 | 南相馬市復興企画部企画課 |

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 南相馬市復興推進協議会について
- 5 事業概要説明(福島エコクリート株式会社)
- 6 協議事項
南相馬市復興推進計画(案)について
- 7 その他
- 8 閉会

(議事概要)

あいさつ(会長)

本市の復興事務にご協力にいただき感謝申し上げます。

7月12日にはようやく小高区の避難指示が解除され、地元の悲願であった常磐線が同日JR小高駅まで開通、12月10日には仙台まで直通となります。

直近で1,000人を超えるみなさまがふるさとに戻り、少しずつ復興が進んできたと感じております。しかしながら、南相馬全体の生産年齢人口が大きく減少し、様々な業界に悪影響を与えております。このような時こそ官民が力を合わせて取り組むことが求められております。

避難指示は解除されましたが、スーパーや薬局の確保、新聞配達など身近な課題の解決が求められております。

言うまでもなく、大震災からの早期復興に向けては、企業の閉鎖や撤退によって減少し

た雇用の場の確保が不可欠であります。このような中、福島エコクリート株式会社様が新たな事業展開として石炭灰混合材料製造工場を新設することは、復興推進計画の目標であります「リサイクルの推進による地域環境の保全」に寄与するとともに、雇用機会の創出、雇用の場の確保につながり、復興に向けて大変力強く感じているところでございます。

本日の協議会はこのような重要な案件を審議することとなりますので、官民各界の皆様
の忌憚のないご意見をお願いいたします。

復興推進協議会の説明（事務局）

東日本大震災からの迅速な復興を支援する目的で、平成23年12月7日に東日本大震災復興特別区域法が成立しました。この通称「復興特区法」は、地域が主体となった復興を強力に支援するため、経済的支援など、被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設し、必要となる税・財政・金融上の支援を行うこととしています。

この度、福島エコクリート株式会社様が新たな事業展開として、本市小高区女場地内に石炭灰混合材料製造工場を建設することは、リサイクルの推進による地域環境の保全という面から福島県と共に本市が推進する復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものと位置づけ、事業に必要な資金の貸付を行う金融機関様が復興特区法の規定に基づく利子補給金の支給を受けるための復興推進計画を本市が策定するものであります。

また、工場の新設に伴い新たに15人の雇用を予定しており、雇用の場の創出という面からも復興に寄与するものとなっております。

計画の申請にあたっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会」において、申請する復興推進計画について協議しなければならないことが規定されております。

協議会の構成員は計画を策定する南相馬市、関係地方公共団体である福島県、市内商工業と密接な関係者である原町商工会議所、事業実施主体の福島エコクリート株式会社、利子補給金の支給を受ける予定の株式会社日本政策投資銀行と株式会社東邦銀行となっており、本日、協議会開催のためにお集まりいただいたところであります。

事業概要説明（福島エコクリート株式会社）

事業開始に伴う雇用は15人と微力ではありますが、小高区の復興に向けて何らかの協力ができればと考えております。

福島エコクリート事業は、石炭エネルギーセンター、日本国土開発株式会社および親和商事株式会社の3社が出資して設立した特定事業目的会社の福島エコクリート株式会社が、経済産業省の補助を受けて実施するものであります。製造した石炭灰混合材料の販売については、地元砕石業者と協力して販売する予定であります。

会社は3月18日に設立登記を行っており、事業用地は小高区のタニコー第2工場敷であります。敷地9haのうちの3haを購入し事業を実施するもので、事業実施にあたっては「大気質・粉じん」「騒音・振動」「水質」「地形変形、地質」「動植物、生態系」「廃棄物」

「温室効果ガス」「景観」の項目について環境対策を実施することとしており、本年7月には地元であります女場地区、泉沢地区で地元説明を実施いたしました。

プラントは、生コン工場と砕石工場の合わさったもので、販売量の変動等に対応するため製品のストックヤードを十分に確保しております。市内建設事業での使用について、ご協力をお願いいたします。

事業スケジュールとしては、事業を経済産業省の津波立地補助金の補助を受けて実施していることから平成29年12月までに事業を完成こととなっております。事業実施には副産物処理業者として県の許認可が必要で、現在審査をお願いしているところであります。

新規雇用につきましては、補助金の関係から平成29年12月までに雇用の予定であります。

事業の開始は平成29年末の予定ですが、当初は50～70%程度での規模で事業の開始を予定しております。

なお、原材料となるフライアッシュは、化石燃料を燃やした後に発生するものであり、一般的な自然の土壌・岩石類に近いもので安全なものであります。

新規事業として、取り組むものなので、皆様からのご協力、ご支援を受けて事業を実施してまいります。

議事（会長）

それでは、議事に入ります。

はじめに、「南相馬市復興推進計画（案）」について、事務局から説明いたします。

南相馬市復興推進計画（案）（事務局）

本復興推進計画は、福島エコクリート株式会社様が小高区において建設する石炭灰混合材料製造工場の建設資金を「復興特区支援貸付事業」として実施する融資について、貸付利子の一部を「復興特区支援利子補給金」として利子補給を受けるために、東日本大震災復興特別区域法に定める「復興特区」の認定を受けるためのものであります。

「復興特区」の認定を受けることにより、金融機関（株式会社日本政策投資銀行、株式会社東邦銀行）には、国から貸付利子の一部が補給されます。

この国からの利子補給によって、事業主の利子負担を軽減し、施設整備の環境を整えることは、福島県と共に本市が進める、浜通りの産業基盤復興のための新たなリサイクル事業の創出、環境・リサイクル産業の集積による「リサイクルの推進による地域環境の保全」を目指すものとなっております。同時に新たな雇用創出に繋がるものとなっております。

質疑（会長）

説明のあった「南相馬市復興推進計画（案）」についてのご意見はございませんでしょうか。

出席者

復興推進計画（案）の２ページ１５行目、「また、」からの段落に「福島県廃棄物処理計画」（平成２７年３月）では、」とあることから福島県廃棄物処理計画の記載に合わせた記述に修正いただきたい。

会長

事務局から考え方を説明願います。

事務局

審議いただいている南相馬市復興推進計画（案）は、認定手続きをスムーズに進めるために復興庁とある程度すり合わせを行ってまとめた（案）であります。いただいた意見につきましては、意見を反映する形で復興庁と調整させていただきます。ただ、修正計画の文案につきましては、事務局に一任いただきたいと思っております。

会長

ただいまの事務局説明にご異議はありませんでしょうか。

出席者

（異議なし）

会長

ありがとうございます。ほかにご意見等はございませんか。

出席者

質問、意見なし（全員）

会長

ご意見がないようなので、「南相馬市復興推進計画（案）」については、頂いた修正意見を反映することとし、それ以外の箇所につきましては原案のとおり決定してよろしいですか。

出席者

異議なし（全員）

会長

南相馬市復興推進計画は、以上のとおり決定いたします。

なお、意見を反映して修正する箇所も含め、ただいま決定しました「南相馬市復興推進計画」につきましては、復興庁との協議等に伴い字句、その他で軽微な変更が必要となった場合は、その変更を会長に委任いただきたいと思います。このことにご異議ありませんでしょうか。

出席者

異議なし（全員）

会長

ありがとうございました。

以上で、復興推進協議会の審議を終了いたします。

円滑な審議にご協力いただきありがとうございました。

事務局

本協議会において、了承いただいた「南相馬市復興推進計画」は、所要の手続きを済ませた後、速やかに復興庁福島復興局へ提出いたします。

以上